

平成十年法律省令第四十七号

投資事業有限責任組合契約及び有限責任事業組合契約登記規則

中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第三十三条において準用する商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第二十号に基づき、中小企業等投資事業有限責任組合契約登記規則を次のように定める。

（趣旨）

第一条 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号。以下「投資組合法」という。）第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約及び有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号。以下「事業組合法」という。）第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約（以下「組合契約」と総称する。）の登記の取扱手続は、この省令の定めるところによる。

（登記簿の編成）

第二条 組合契約の登記簿は、登記簿の種類に従い、別表第一又は第二の上欄に掲げる各区に区分した登記記録をもつて編成する。

2 前項の区には、その区分に応じ、別表第一又は第二の下欄に掲げる事項を記録する。

（印鑑の提出）

第三条 印鑑の提出は、当該印鑑を明らかにした書面をもつてしなければならない。この場合において、印鑑を提出する者は、その書面に次に掲げる事項のほか、氏名、住所、年月日及び登記所の表示を記載し、押印（第三項第二号イ、第三号イ及び第四号イの場合において、当該各号の印鑑を提出する者が押印するときは、当該各号の印鑑に係るものに限る。）しなければならない。

一 投資事業有限責任組合又は有限責任事業組合（以下「組合」と総称する。）の名称

二 組合の主たる事務所

三 資格

四 氏名

五 出生の年月日

2 印鑑を提出する者が次の各号に掲げる者であるときは、前項の書面には、同項第四号に掲げる事項に代えて、それぞれ当該各号に定める事項を記載しなければならない。

一 投資事業有限責任組合の無限責任組合員又は清算人である法人の代表者（当該代表者が

法人である場合にあっては、当該代表者の職務を行うべき者）当該法人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所並びに当該代表者の資格及び氏名（当該代表者が法人である場合にあっては、氏名に代え、当該法人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所並びに当該代表者の職務を行うべき者の氏名）

二 投資事業有限責任組合の無限責任組合員又は清算人である有限責任事業組合の組合員又は清算人（当該組合員又は清算人が法人である場合にあっては、当該組合員又は清算人の職務を行うべき者）当該有限責任事業組合の名称及び主たる事務所並びに当該組合員又は清算人の氏名（当該組合員又は清算人が法人である場合にあっては、氏名に代え、当該法人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所並びに当該組合員又は清算人の職務を行うべき者の氏名）

三 有限責任事業組合の組合員又は清算人が法人である場合に於けるその職務を行うべき者 当該法人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所並びに当該職務を行うべき者の氏名

3 第一項の書面には、次の各号に掲げる印鑑を提出する者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書面を添付しなければならない。ただし、同項の書面の提出を受ける登記所において登記がされている法人若しくは有限責任事業組合又は同項の書面に会社法人等番号（投資組合法第三十三条又は事業組合法第七十三条において準用する商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第七条に規定する会社法人等番号をいう。別表第一及び別表第二において同じ。）を記載した法人の代表者の資格を証する書面又は有限責任事業組合の登記事項証明書については、この限りでない。

一 投資事業有限責任組合の無限責任組合員若しくは清算人又は有限責任事業組合の組合員若しくは清算人（法人である場合を除く。） 第一項後段の規定により同項の書面に押印した印鑑につき市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、市長又は区長若しくは総合区長とする。以下この条及び第七条において同じ。）の作成した証明書で作成後三月以内のもの

二 投資事業有限責任組合の無限責任組合員又は清算人である法人の代表者（当該代表者が法人である場合にあっては、当該代表者の職務を行うべき者） 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める書面

イ 当該代表者が登記所に印鑑を提出している場合 登記所の作成した当該代表者の資格を証する書面で作成後三月以内のもの
ロ 当該代表者が登記所に印鑑を提出していない場合 イに定める書面及び第一項後段の規定により同項の書面に押印した印鑑につき市町村長の作成した証明書で作成後三月以内のもの

三 投資事業有限責任組合の無限責任組合員又は清算人である有限責任事業組合の組合員又は清算人（当該組合員又は清算人が法人である場合にあっては、当該組合員又は清算人の職務を行うべき者） 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める書面

イ 当該組合員又は清算人が登記所に印鑑を提出している場合 登記所の作成した当該有限責任事業組合の登記事項証明書で作成後三月以内のもの
ロ 当該組合員又は清算人が登記所に印鑑を提出していない場合 イに定める書面及び第一項後段の規定により同項の書面に押印した印鑑につき市町村長の作成した証明書で作成後三月以内のもの

四 有限責任事業組合の組合員又は清算人が法人である場合に於ける当該組合員又は清算人の職務を行うべき者（当該法人の代表者に限り、当該イ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める書面）
イ 当該代表者が登記所に印鑑を提出している場合 登記所の作成した当該代表者の資格を証する書面で作成後三月以内のもの
ロ 当該代表者が登記所に印鑑を提出していない場合 イに定める書面及び第一項後段の規定により同項の書面に押印した印鑑につき市町村長の作成した証明書で作成後三月以内のもの

イ 当該法人の代表者（当該代表者が法人である場合にあっては、当該代表者の職務を行うべき者。以下この号において同じ。）が登記所に印鑑を提出している場合 登記所が作成した当該法人の代表者の資格を証する書面で作成後三月以内のもの及び当該法人の代表者が当該指名された者の印鑑に相違ないことを保証した書面で当該登記所に提出している印鑑を押印したもの
ロ 当該法人の代表者が登記所に印鑑を提出していない場合 登記所が作成した当該法人の代表者の資格を証する書面で作成後三月以内のもの、当該法人の代表者が当該指名された者の印鑑に相違ないことを保証した書面及び当該書面に押印した印鑑につき市町村長の作成した証明書で作成後三月以内のもの

（添付書面）

第四条 投資事業有限責任組合の無限責任組合員又は清算人である法人の代表者（当該代表者が法人である場合にあっては、当該代表者の職務を行うべき者）が第八条において準用する商業登記規則（昭和三十九年法律省令第二十三号）第九条の四第一項の書面又は第八条において準用する同規則第二十二号第一項前段の申請書を提出するときは、その書面に当該無限責任組合員又は清算人である法人の登記事項証明書で作成後三月以内のものを添付しなければならない。ただし、その書面を当該法人の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する登記所に提出するときは、その書面に会社法人等番号を記載したときは、この限りでない。

2 投資事業有限責任組合の無限責任組合員又は清算人である有限責任事業組合の組合員又は清算人（当該組合員又は清算人が法人である場合にあっては、当該組合員又は清算人の職務を行うべき者）が第八条において準用する商業登記規則第九条の四第一項の書面又は第八条において準用する同規則第二十二号第一項前段の申請書を提出するときは、その書面に当該無限責任組合員又は清算人である有限責任事業組合の登記事項証明書で作成後三月以内のものを添付しなければならない。ただし、その書面を当該有限責任事業組合の主たる事務所の所在地を管轄する登記所に提出するときは、その書面に会社法人等番号を記載したときは、この限りでない。

(施行期日)
第一条 この省令は、有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）の施行の日から施行する。
 （経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に商業登記法（昭和三十八年法律第二百五号）第四条に規定する事務について不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十六年法律第二百二十四号。以下「整備法」という。）第五十三条第二項の規定による指定（同条第四項の規定により指定を受けたものとみなされるものを含む。）を受けていない登記所における有限責任事業組合契約の登記に関する登記簿の編成、印鑑の提出、登記簿の謄本又は抄本の交付その他の電子情報処理組織によって取り扱わない事務に係る手続については、商業登記法第四条に規定する事務について整備法第五十三条第二項の規定による指定を受けるまでの間は、当該事務に関する手続の例による。

2 商業登記法第四条に規定する事務について整備法第五十三条第二項の規定による指定を受けた場合における登記用紙をもって編成する有限責任事業組合契約の登記簿の複製及びその印鑑ファイルの記録の磁気ディスクへの記録の手続についても、当該事務に関する手続の例による。

附 則（平成一八年二月九日法務省令第一五号）抄

(施行期日)
第一条 この省令は、会社法の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（平成二〇年八月一日法務省令第四九号）抄

この省令は、整備法の施行の日（平成二十年十二月一日）から施行する。

附 則（平成二二年三月一六日法務省令第五号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

(施行期日)
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二七年二月三日法務省令第五号）抄

(施行期日)
1 この省令は、平成二十七年二月二十七日から施行する。

附 則（平成二七年九月二五日法務省令第四二号）抄
 (施行期日)
第一条 この省令は、平成二十七年十月五日から施行する。

附 則（平成二八年三月二四日法務省令第三三三号）抄
 この省令は、平成二八年四月一日から施行する。

附 則（平成二八年四月二〇日法務省令第三二二号）抄
1 この省令は、平成二八年十月一日から施行する。
附 則（令和三年一月二九日法務省令第二二号）抄
 この省令は、会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年二月十五日）から施行する。

附 則（令和四年八月三日法務省令第三四四号）抄
1 この省令は、会社法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（令和四年九月一日）から施行する。
附 則（令和五年六月一二日法務省令第三二二号）抄
 この省令は、公布の日から施行する。

別表第一（投資事業有限責任組合契約登記簿）
 区の名 記 録 すべき事項
 名称 区 会社法人等番号
 名称 区 組合の名称
 名称 区 組合の主たる事務所の所在場所
 名称 区 組合契約の効力が発生する年月日
 名称 区 組合の事業
 名称 区 無限責任無限責任組合員及び無限責任組合員業務代行者
 名称 区 清算人及び清算人職務代行者
 名称 区 業務の執行停止
 名称 区 その他無限責任組合員に関する事項
 名称 区 従たる事務所の所在場所
 名称 区 務所
 名称 区 組合状態
 名称 区 組合の存続期間
 名称 区 解散の事由の定め

区	登記記録を閉鎖した事由及び年月日
区	登記記録を復活した事由及び年月日
別表第二（有限責任事業組合契約登記簿）	区の名 記 録 すべき事項
名称 区	会社法人等番号
名称 区	組合の名称
名称 区	組合の主たる事務所の所在場所
名称 区	組合契約の効力が発生する年月日
名称 区	組合の事業
名称 区	無限責任無限責任組合員及び無限責任組合員業務代行者
名称 区	清算人及び清算人職務代行者
名称 区	業務の執行停止
名称 区	その他無限責任組合員に関する事項
名称 区	従たる事務所の所在場所
名称 区	務所
名称 区	組合状態
名称 区	組合の存続期間
名称 区	解散の事由の定め

登記記録	登記記録を起こした事由及び年月日
区	登記記録を閉鎖した事由及び年月日
区	登記記録を復活した事由及び年月日
別表第二（有限責任事業組合契約登記簿）	区の名 記 録 すべき事項
名称 区	会社法人等番号
名称 区	組合の名称
名称 区	組合の主たる事務所の所在場所
名称 区	組合契約の効力が発生する年月日
名称 区	組合の事業
名称 区	組合員及び組合員業務代行者
名称 区	清算人及び清算人業務代行者
名称 区	業務の執行停止
名称 区	その他組合員に関する事項
名称 区	従たる事務所の所在場所
名称 区	務所
名称 区	組合状態
名称 区	組合の存続期間
名称 区	解散の事由の定め
登記記録区	登記記録を起こした事由及び年月日
登記記録区	登記記録を閉鎖した事由及び年月日
登記記録区	登記記録を復活した事由及び年月日